資料２

青梅市農業振興計画の位置づけについて

１　青梅市総合長期計画による位置付け

本計画は、「第７次青梅市総合長期計画」の「基本計画　６－５　稼げる農林業の推進」における施策内容を軸として策定するものです。

２　食料・農業・農村基本法による位置付け

食料・農業・農村基本法は、国が都市農業の振興施策を講ずることや農業振興に対する市町村の責務を明確にするとともに、食糧自給率の目標を設定した食料・農業・農村基本計画を定めるものとしています。

また、市町村は、その地域の特性にあった農業施策を策定する責任を有するとされており、本計画は、この法律の趣旨を踏まえて策定するものです。

３　農業経営基盤強化促進法の基本構想としての位置付け

本計画は、農業経営基盤強化促進法の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）としても位置付けられ、農業経営改善計画の策定の支援、認定農業者制度等の適用および農用地の利用集積促進等の前提となるものです。

４　東京農業振興プラン・東京都農業振興基本方針との連携
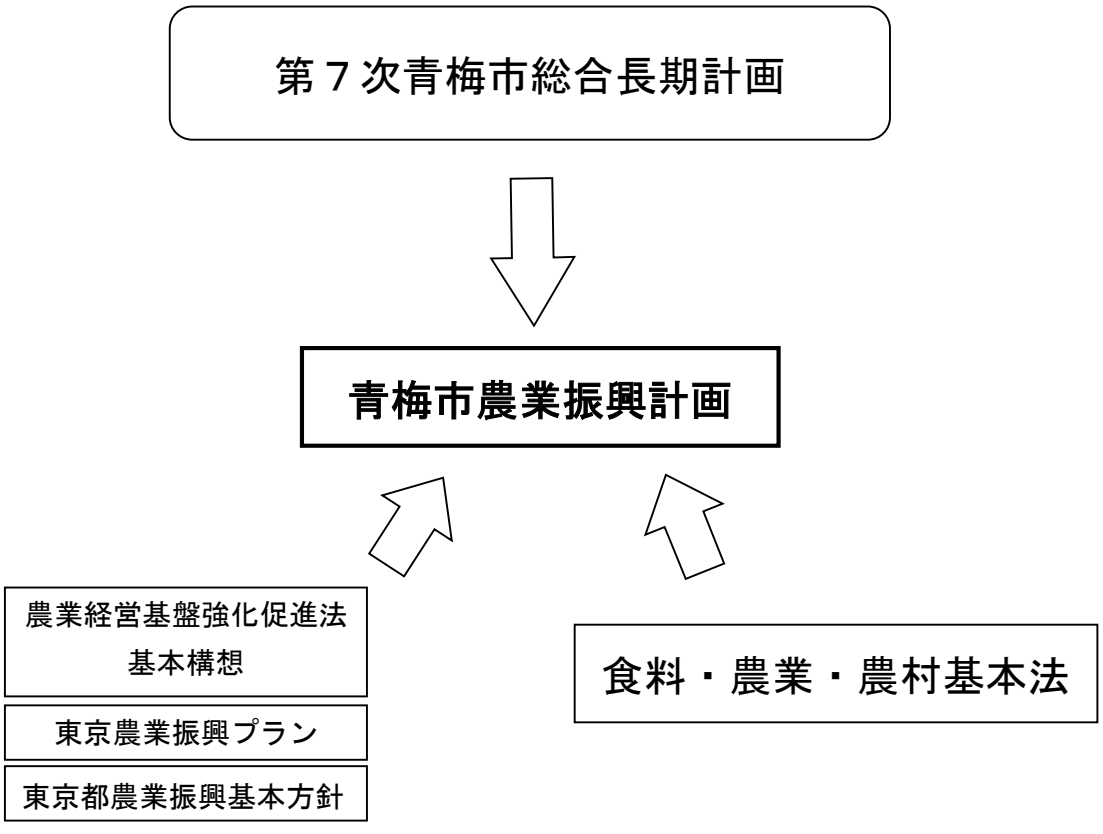
本計画は、「東京農業振興プラン」「東京都農業振興基本方針」を踏まえるとともに、これらと連携して施策展開を図るものとします。